

平成 30 年度  
長崎市遠藤周作文学館  
自動販売機設置事業者  
公募要項

平成 30 年 5 月  
長崎市文化観光部文化振興課

## 公募の概要

長崎市では、市公共施設に「飲料（清涼飲料水等）の自動販売機」（以下「自動販売機」という。）を設置するにあたり、行政財産の貸付けの設置事業者を公募（貸付料を競う、郵便による一般競争入札）します。

公募に参加される方は、この公募要項をよく読み、各記載事項を承知のうえ、お申込みください。

### I 貸付物件等

#### 1 貸付期間

平成30年7月1日から平成32年7月31日午後6時30分まで（2年1ヶ月間）

- (1) 自動販売機の搬入・設置については市と協議していただきます。
- (2) 貸付期間満了時は、改めて、入札等により設置事業者を選定することとなりますので、今回の契約の更新はありません。よって、次回入札で設置事業者を選定されなかった場合は、満了日時までに速やかに原状回復し、撤収していただきます。

#### 2 貸付物件

- (1) 施設名 長崎市遠藤周作文学館
- (2) 住所 長崎市東出津町77番地
- (3) 設置場所 「思索空間アンシャンテ」エントランスホール横 1台

詳細は物件個別明細書（別紙1）のとおり

現地説明会は実施しませんので、事前に遠藤周作文学館に連絡のうえ、入札物件を各自で確認いただき、現況を熟知したうえで、入札してください。

#### 3 貸付料

- (1) 貸付料は、落札金額に消費税相当分を加算した金額とします。
- (2) 貸付料は、市が指定する期日までに当該年度分を一括納入していただきます。
- (3) 経済事情の著しい変動その他やむを得ない理由が生じたときは、貸付料の改定をすることができるものとします。

## Ⅱ 入札参加要件等

### 1 入札参加要件等

#### (1) 資格制限

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができます。

- ア 長崎市契約規則（昭和 39 年長崎市規則第 26 号）第 2 条第 1 項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第 2 項各号に該当しないと認められる者であること。
- イ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定による指名停止措置の期間中でない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）。
- エ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、同一物件の入札に同時に参加しようとするものでないこと。
- カ 対象契約の業務の履行能力があること。
- キ 長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（次号において同じ。）でないこと。
- ク 長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらに関わりをもつ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者でないこと。
- ケ 法人にあつては役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが前 2 号に該当すると判明した法人又は団体でないこと。

- コ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- サ 官公署に対して公告を行った日から過去 2 箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有している者であること。
- シ 市町村税、消費税及び地方消費税に関し、未納がないこと。

## (2) 入札保証金及び契約保証金

今回の入札に係る、入札保証金及び契約保証金は、免除します。

# Ⅲ 設置条件等

## 1 設置条件等

### (1) 契約の締結

設置事業者は落札決定通知日から 1 週間以内に本市と貸付契約を締結するものとします。

### (2) 貸付料以外の設置事業者の費用負担

#### ア 光熱水費

電気料については、設置事業者の負担とし、毎月の電気料は、市が発行する納入通知書に定める日までに全額納付してください。設置事業者は市の指示により電気料を計量する子メーター（計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）に基づく検査に合格したものに限り。）を設置していただきます。ただし、単独引き込みにより受電を行うものについては、対象外とします。

水道料等電気料以外に費用が発生する場合は、実費を徴収します。

#### イ 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担となります。

### (3) 設置する自動販売機

ア 本体規格については、原則として物件個別明細書に記載した面積に納まるものとしてください。

イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際にはできる限り建物の躯体に負担のかからない方法で、本市と協議のうえ設置してください。

ウ 環境対策として、省エネルギー機能（ヒートポンプ、ゾーンクーリング、照明の自動点滅・減光、学習省エネ、真空断熱材使用、ピークカットなど）を有している及び冷媒にノンフロンを使用している機種とします。

#### （４）維持管理等

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。

イ 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを、原則として自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

ウ 賞味期限に注意する等、販売する飲料の衛生管理を徹底してください。

エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

オ 電力供給での計画停電が発生した場合には、ご協力ください。

#### （５）禁止事項

ア 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

ウ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

エ 酒類の販売を行うことはできません。

#### （６）貸付の取り消し及び変更

本市が貸付物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付の条件に違反する行為があると認めるときは、貸付契約の全部又は一部を解除、又は変更することがあります。

#### （７）原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了又は貸付契約が解除されたときは、速やかに原状回復していただきます。なお、設置事業者は原状回復にかかった費用及び補償を本市に請求することはできません。

## IV 入札参加

### 1 入札参加申請

#### (1) 入札参加申請書等の配布期間及び配布場所（入札公告期間）

配布期間（入札公告期間）	配布場所
平成30年5月8日（火）から 同年5月24日（木）まで	<b>【窓口配布場所】</b> 長崎市遠藤周作文学館 （長崎市東出津町77番地） TEL：0959-37-6011  ※市のホームページから公募要項をダウンロードできます。 ※窓口時間は、午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時30分まで（土・日・祝祭日を除く。）

#### (2) 入札参加の申請期間及び申請方法

申請期間	申請方法（郵送又は持参）
平成30年5月8日（火）から 同年5月24日（木）まで  ※提出書類は公募要項7ページをご覧ください。  ※入札参加資格の有無については、平成30年6月5日（火）までに本市より「返信用封筒（92円切手を貼付した定形長形3号）」にて「制限付一般競争入札参加資格確認通知書」、「入札書（第5号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を送付いたします。	① 郵送の場合 「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法により、平成30年5月24日（木）必着で、下記まで郵送してください。 〒851-2327 長崎市東出津町77 長崎市遠藤周作文学館」宛  ② 持参の場合 長崎市遠藤周作文学館 ※窓口時間は上記と同じ

#### (3) 入札参加資格の決定及び通知方法

通知期限	通知方法
平成30年6月5日（火）まで	入札参加の有無については、制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて通知を行うものとする。

(4) 質疑応答

質問受付期間	回答方法
平成30年5月8日(火)から 同年5月17日(木)午後5時30分まで  ※質問は、「第1号様式」を使用して、 E-mail 又は FAX で問い合わせください。  ○E-mail:bun_shin@city.nagasaki.lg.jp ○FAX : 0959-25-1443	平成30年5月22日(火)までに E-mail 又は FAX で質問者へ回答した うえで、回答書を長崎市ホームページ 及び遠藤周作文学館において閲覧に供 します。

(5) 入札書提出

提出期間	提出方法
入札参加資格決定の通知日から 平成30年6月12日(火)まで	今回の入札は、 <u>郵便入札制度で実施 します。</u> 本市から送付した「入札書(第5号様 式)」及び「封筒用貼付用紙」を必ず使 用して、「一般書留郵便」、「簡易書留郵 便」、「特定記録郵便」いずれかの方法に より、下記まで郵送ください。 <u>持参その 他の方法によるものは受け付けません。</u> 「入札書(第5号様式)」及び「封筒 用貼付用紙」が不足する場合はコピーで ご対応ください。  宛先 〒850-8799 日本郵便(株)長崎中央郵便局留 郵便入札用入札書在中 (長崎市役所 文化振興課扱)宛 ※ 郵便局窓口から郵送してください。 (ポストには投函できません。)

## 2 提出書類

### (1) 入札参加申請時の提出書類等

NO.	提出書類
①	入札参加申請書（第2号様式）
②	誓約書（第3号様式）
③	役員名簿（第4号様式）
④	登記事項証明書「法務局発行の履歴事項全部証明書」 （申請月の前月から遡って3箇月以内のもので写しでも可）
⑤	印鑑証明書 （申請月の前月から遡って3箇月以内のもので写しでも可）
⑥	納税証明書 （ <u>納税証明書その3の3（「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないこと）</u> を提出） （申請月の前月から遡って3箇月以内のもので写しでも可）
⑦	完納証明書（市町村税） （申請月の前月から遡って3箇月以内のもので写しでも可）
⑧	官公署に対して公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有していることがわかるもの（賃貸借契約書又は使用許可書）
⑨	<u>92円切手を貼付した「定形封筒長形3号（120mm×235mm）A4の用紙が3つ折りで入る大きさ」の返信用封筒</u>

### (2) 入札時提出書類

NO.	提出書類
⑩	入札書（第5号様式）

### (3) 落札後提出書類

NO.	提出書類
⑪	設置予定の自動販売機カタログ（機能等が分かるもの）
⑫	販売を予定する商品一覧（書式は任意、A4で作成）



## 留意事項

- 1 ①から⑨までのうち該当する書類等を、平成30年5月8日（火）から同年5月24日（木）までに、「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法又は遠藤周作文学館の窓口持参により提出してください。
- 2 提出された①から⑨までの書類を審査して、入札参加資格の有無を決定し、「入札参加資格審査結果通知書」を送付します。参加が決定した事業者には、該当する「入札書（第5号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を送付いたします。
- 3 提出書類に不備がある場合、又は、資格要件がない事業者は、入札には参加できませんので十分確認のうえ提出してください。また、提出した書類は、お返ししませんので、あらかじめご了承ください。
- 4 入札書の提出は、本市から送付する「入札書」及び「封筒用貼付用紙」を必ず使用してください。また、入札書の記載については、公募要項17ページの記載例に基づき記載してください。「入札書」及び「封筒用貼付用紙」に記載漏れがあった場合又は本市から送付されたもの以外を使用した場合は、失格といたします。さらに、入札書提出後には、入札書の書換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- 5 落札が決定した事業者は、⑪及び⑫の提出書類を速やかに提出いただきます。
- 6 入札執行回数は、1回とします。

### 3 設置事業者の決定方法

設置事業者の決定の手順については次のとおりです。

#### (1) 入札書の開札日時及び会場

ア 開札日時 平成30年6月14日(木)午前9時30分

イ 会場 長崎ブリックホール4階会議室

#### (2) 開札方法

##### ア 開札

入札書の開札日時及び会場において「入札書」を開札します。なお、開札に当たっては、立会人のもとで開札を行います。

##### イ 立会人

公募者の中から立会人を2者をお願いいたします。なお、当該立会人が急きょ立会いができなくなった場合は、設置事業者の決定事務に関係のない市職員が立ち会うこととします。

※ 立会人については、入札書の提出が早い者から順次2者を選択します。

##### ウ 落札

長崎市が設定する予定価格以上の額で、かつ最高の金額で入札した者を設置事業者とします。なお、予定価格は公表いたしません。

##### エ くじによる決定方法(自動決定方式)

落札者となるべき同価の入札が2者以上ある場合は、次の方法により落札者を決定します。

##### ①くじ番号

入札参加者はあらかじめ3桁以内の任意の番号(くじ番号)を、入札書の右下余白「くじ番号」欄に記載してください。くじ番号の記載がない場合は「999」を割り当てます。

##### ②落札者の決定

(ア) 同価の入札者の「くじ番号」の合計を同価の入札者の人数で割り、余りに「1」を加えます。

(イ) 同価の入札者の名前の50音順の昇順での順番が、上記で得られた数字と同じ方が、落札者となります。

(3) 入札の落札結果の通知

入札の落札結果については、落札者に対し速やかに文書をもって通知するとともに、市のホームページに掲載します。

(4) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 申請書又は添付書類において虚偽の記載があった者のした入札
- ② 入札参加資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札参加要件等に違反した入札
- ③ 入札金額を訂正した入札
- ④ 入札金額が確認できない入札
- ⑤ 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤の入札と認めた入札
- ⑥ 長崎市契約規則第12条の規定に該当する入札
- ⑦ 本市所定の入札書を使用しない入札
- ⑧ 封筒用貼付用紙を封筒に貼り付けずに郵送された入札書による入札
- ⑨ 本市が指定する郵送方法によらないで郵送された入札書による入札

## ～公募から契約等までの流れ～

### 入札参加要件等の確認

貸付物件、入札参加要件を公募要項で確認ください。



### 質疑応答

質問期間は、平成30年5月8日（火）から同年5月17日（木）午後5時30分までとし、同年5月22日（火）までにE-mail又はFAXで質問者へ回答したうえで、回答書を長崎市ホームページ及び遠藤周作文学館において閲覧に供します。

質問は、E-mail：

「bun\_shin@city.nagasaki.lg.jp」又はFAX：0959-25-1443までお願いします。

### 入札参加の申請

平成30年5月24日（木）までに、7ページの必要書類①～⑨を「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」いずれかの方法又は遠藤周作文学館の窓口持参により提出願います。



### 入札参加資格の審査

提出書類をもとに入札参加資格の有無を審査し、平成30年6月5日（火）までに参加資格の有無を通知します。



### 入札書の提出

本市から郵送する、「入札書（第5号様式）」及び「封筒用貼付用紙」を使用して、「入札書」を封筒に入れ、平成30年6月12日（火）（必着）までに「一般書留郵便」、「簡易書留郵便」、「特定記録郵便」のいずれかの方法により郵便局窓口から郵送してください。

（ポスト投函不可）



### 入札書の開札

開札日時は、平成30年6月14日（木）午前9時30分より行います。入札書により、市が設定した予定価格以上で、一番高い貸付料を提示した事業者を決定します。



### 落札の決定

落札が決定したら落札者に対して通知します。



#### 設置の協議

設置することが決まった事業者は、設置する自動販売機等について市の担当者と協議していただきます。また、7ページにある提出書類①、②を提出していただきます。



#### 契約・貸付料の支払い

設置事業者は、落札決定通知日から1週間以内に本市と行政財産賃貸借契約書を取り交わし、平成30年6月28日までに自動販売機を設置していただきます。

平成30年6月30日までに、当該年度分の貸付料をお支払いいただきます。

# 質 問 書

第 1 号様式

平成 年 月 日

【質問内容】

住 所

氏名または名称

代表者職氏名

印鑑は省略

<事務担当者>

所属部署

氏 名

電 話

F A X

メールアドレス

## 入札参加申請書

第2号様式

受付番号	
------	--

平成 年 月 日

長崎市長あて

「平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募要項」の各条項を承知の上、入札参加申請いたします。

<申請者>

住所または所在地

商号または名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

<事務担当者>

所属部署

氏名

電話

FAX

メールアドレス

同封する他の書類をご確認（チェック）ください。

- ①誓約書       ②役員名簿       ③登記事項証明書   
④印鑑証明書       ⑤納税証明書（消費税及び地方消費税）   
⑥完納証明書（市町村税）       ⑦自動販売機設置の実績に関する書類   
⑧返信用の封筒（92円切手貼付）

## 誓約書

長崎市長 あて

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

印鑑登録している印

私は、長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者の公募にあたり、次の事項を誓約します。  
これらが事実と相違することが判明した場合には、市が行う一切の措置について異議を申し立てません。

- 1 官公署に対して公告を行った日から過去2箇年の間に自動販売機の設置及び運営の実績を有している者であること。
- 2 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- 3 長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号。次号において条例という。）第2条第2号に規定する暴力団員（次号において同じ。）ではありません。また、長崎市が確認のため長崎県警察本部等に照会すること及び照会で確認された情報を今後市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。
- 4 条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員に協力し、若しくは関与する等これらに関わりをもつ者その他集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関が確認した者でないこと。
- 5 法人にあっては役員（非常勤の役員を含む。）、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあってはその代表者及び経営に実質的に関与している者のいずれかが前2号に該当すると判明した法人又は団体でないこと。
- 6 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- 7 入札及び貸付契約締結時に不正を行った場合、いかなる処分を受けても異議、苦情を申し立てないこと。



第4号様式

役員名簿

事業者名 \_\_\_\_\_

担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日現在の役員

役 職	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所

- 1 本様式の内容を長崎県警察本部等に照会することについて異議ありません。
- 2 照会で確認された情報は、今後、長崎市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

年 月 日

所在地

名称及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印

印鑑登録している印

※この名簿には、法人登記簿謄本の「役員等に関する事項」に記載されている役員（事業共同体の場合は理事）を記入して下さい。監査役については除きます。

入札書様式は記入例のみ掲載します。入札書は、入札参加決定がされた事業所に後日、送付いたします。記載漏れがある入札書は、無効となります。

第5号様式

# 入 札 書

平成 年 月 日

長崎市長 あて

件 名 平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募

貸付物件 物件番号 1

上記で貸付する物件の2年1ヶ月間の貸付料の総額を記入してください。

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

金 額 (総額)		十億		¥	百万			千			円
					3	0	0	0	0	0	0

平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募要項の内容を承知の上、貸付料を入札します。

上記公募物件を、貸付料300万円（2年1ヶ月間の貸付料）で借りる場合で、実際に支払う貸付料の合計は、消費税相当額を加えた324万円となります。

住 所 長崎市〇〇町1-2-3

商号または名称 △自動販売機株式会社

代表者職氏名 代表取締役 長崎 太郎

印

印鑑登録している印

代表取締役等事業者の代表者で申し込む場合は、印鑑登録の印を押印ください。

(例) 自動販売機株式会社 〇〇支店長 桜 次郎<sup>印</sup>

くじ番号は任意の番号を記入ください。  
記載なしの場合は999を割り当てます。

くじ番号 0 0 5

## 入札辞退届

平成 年 月 日

長崎市長 あて

住 所

商号または名称

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

印鑑登録している印

件 名 平成30年度長崎市遠藤周作文学館自動販売機設置事業者公募

上記について、都合により入札参加申請を辞退します。

注意 この届出は、入札執行前までに、必ず遠藤周作文学館に直接持参してください。